

伊賀市立久米小学校いじめ防止基本方針

2026.4

1 いじめの防止等に対する基本的な考え方

(いじめの定義)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止等に関する基本理念・いじめに対する理解)

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう学校の内外を問わず、いじめをなくすことを目標に行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分理解できるようにすることを旨としなければならない。

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも、起こり得るものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。「悪ふざけ」という名目で加害側には、他意はないように見えても、靴等の私物を隠す「いたずら」や内緒話等の「仲間はずし」等も、被害者の学校での意欲を著しく害するものである。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級やスポーツ少年団等の集団帰属の構造上の問題（例えば無秩序制や閉塞性・体育会的な絶対支配制）、「観衆」としてはやし立てたり、面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることも必要である。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) 久米小学校いじめ防止対策委員会

管理職 生徒指導担当 人権同和推進委員 特別支援教育コーディネーター 養護教諭

いじめ問題 相談員

(必要に応じて) 県・市から派遣されるスクールカウンセラー 学校評価委員 PTA役員

(開催時期) 学期 1 回及び必要に応じて開催

(2) 組織の機能

- ・いじめに関する情報の収集及び共有。
- ・いじめ事実の確認。対策案を練る。
- ・該当児童への指導、該当保護者への対応。
- ・学級への指導体制の強化、支援。
- ・外部組織への協力要請、又は、警察への通報。
- ・いじめ防止及び早期発見のためのアンケート調査の実施と結果分析
- ・学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているかを必要に応じて見直す。

3 学校におけるいじめの防止等の対策のための具体的な取組

(1) いじめの防止

- ・人権教育を推進し、日頃よりいじめを許さない学級づくり・集団づくりに努める。
- ・いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではないことを、全体で共有し、指導にあたる。
- ・様々な場面・学習を通して児童の社会性やコミュニケーション能力を育成する。
- ・自己有用感や自己肯定感を育成することに努める。
- ・学校いじめ防止基本方針について、入学時、各年度開始時に児童、保護者、関係機関等に説明し、連携を図る。
- ・より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直す。

(2) いじめの早期発見

ア いじめについてのアンケート調査の実施

- ① 児童対象 年3回(学期に1回)
- ② 保護者対象 年1回(11月)
- ③ 「いじめの早期のための気づきリスト」等活用し、学校と家庭が連携し、児童の悩みや不安をいち早く把握する。
- ④ 重大事態ガイドラインのチェックリストを活用し、学校いじめ対策組織の組織体制整備等の平時からの備えについて適切に実施できているか等の点検の実施を進める。

イ 教育相談の実施

- ・児童及び保護者がいじめに関わる相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行う。
- ・年間定数のカウンセリングの実施(教育相談)
- ・日記指導、朝の会、帰りの会等の学級活動を通して児童の実態の把握
- ・家庭訪問等を通して、保護者との連携
- ・学習端末等を活用するなど、児童が悩みや不安を相談しやすい体制づくり。
- ・月1回全教職員で問題傾向を有する児童について、情報交換、及び共通認識を図る。

ウ インターネット、スマートフォンを介して行われるいじめの対策

- ・インターネット等を通じて行われるいじめの防止、また、児童及び保護者が対処できるように、外部講師を招聘する等、情報モラルに係る研修会を実施する。
- ・SNSや動画共有サイトなどでのトラブルを防止するための指導。

(3) いじめに対する措置

- ・いじめを発見または情報を得たら、原則としてその日のうちに校長と関係教職員が情報共有し、当面の対応を決定して直ちに取り組む。
- ・法第23条第2項に基づいて、いじめの疑いがある場合の調査を行う。
- ・いじめと見られる行為を認めるときは、当該教職員がいじめ対策委員会に報告し、速やかにいじめられた児童、知らせた児童、関係児童・集団の話聞けるような体制をとる。
- ・いじめられた児童・知らせた児童への安全を確保する。
- ・いじめ対策委員会を通し、学校全体で情報共有を図り必要な組織体制をとり、指導にあたる。
- ・該当保護者に連絡し、家庭訪問や学校で話し合いの場を設けるなどをして、事態の收拾に努める。

・被害児童生徒や保護者が調査を望まない場合であっても、その理由を把握し、被害児童生徒を全力で守ることを最優先とし、どのような調査を行うことができるか、被害児童生徒や保護者と協議する。

・犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどは、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めること。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態に対する調査

① 重大事態とは

いじめ防止対策推進法第二十八条で、次の場合を重大事態として、学校の設置者又はその設置する学校は、その事態に対処に速やかに事実関係を明確にするための調査を行うものと規定されている。

I いじめにより本校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。

II いじめにより本校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ア「心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

イ「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。欠席日数が30日に満たなくとも、一定期間連続して欠席しているような場合は、重大事態として迅速に調査に着手する。ウ児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

エ児童生徒が退学、転学、休学を申し出た場合には、学校は、その理由を丁寧に聞き取るとともに、いじめやいじめの疑いがある場合は、直ちに学校の設置者に報告する。

オ被害児童生徒や保護者が調査の実施や調査結果の公表を望まないとしても、再発防止の観点から、学校の対応の問題点や再発防止に向けての提言等については公開を検討する。

② 重大事態が生じた場合

校長がリーダーシップを発揮し、緊急の久米小学校いじめ防止対策委員会を開くとともに教育委員会の指導・助言の下、事実関係を明確にするための調査を実施する。また、法に抵触する場合は、伊賀警察署に通報し、対応等の相談を行う。

(2) 調査結果の提供及び報告

調査結果については、教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童（生徒）及びその保護者に事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。